

公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学就業規則（以下「就業規則」という。）

第28条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。

2 嘱託職員及び非常勤職員等の給与については、別に定める。

(給与の種類)

第2条 この規程において給与とは、給料及び次の各号に掲げる手当をいう。

- (1) 管理職手当
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当
- (9) 管理職員特別勤務手当
- (10) 大学院研究指導手当
- (11) 大学院授業手当
- (12) 地域貢献手当
- (13) 入試手当
- (14) センター試験手当
- (15) TOEIC試験手当
- (16) TEAS審査手当
- (17) 資格取得等支援業務手当
- (18) 免許状更新講習手当
- (19) 施設管理手当
- (20) 深夜勤務手当

2 教員には、前項第5号に掲げる手当は適用しない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合は、予算の範囲内で当該手当を支給することができる。

3 給料とは、就業規則第41条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、第1項に掲げる手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 職員に適用する給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教員給料表（別表第1）

(2) 事務職員給料表（別表第2）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 3 理事長は、前2項の規定に基づいてすべての職員の級を決定し、それぞれ第1項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

（給料の決定）

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給基準に基づき理事長が決定する。

- 2 就業規則第21条第1項による再雇用者に対する給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（昇給等の基準）

第5条 理事長は、第3条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）させるのは、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 4 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準により決定するものとする。
- 6 教員給料表が適用される職員は、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 事務職員給料表が適用される職員は、50歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とし、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」とする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 満65歳に達した教員給料表が適用される職員の給料は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、給料月額の上限を500,000円とし、500,000円に満たない場合はその額とする。
- 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(再雇用非常勤職員)

第5条の2 再雇用者で非常勤の職員の給料月額、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の正規の勤務時間を就業規則第41条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第6条 給料は、月の1日から末日までを計算期間(以下「給与期間」という。)とし、毎月21日に支給する。ただし、支給日が就業規則第45条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときに、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割り計算を行うものとする。

第7条 扶養手当、住居手当、通勤手当、大学院研究指導手当、管理職手当及び施設管理手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後に支給することができる。

- 3 時間外勤務手当、休日勤務手当、地域貢献手当、入試手当、センター試験手当、TOEIC試験手当、TEAS審査手当、資格取得等支援業務手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、各支給日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

第8条 給与は、職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める者に支給する。

- 2 管理職手当の額は定額とし、別表第3に定めるとおりとする。なお、複数の管理職を兼ねる場合においては、金額の高い額の手当のみ支給する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父

母等」という。)に係る扶養手当は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの(以下「事務9級職員」という。)に対しては支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等 1人につき6,500円(事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「事務8級職員」という。)にあつては3,500円)

(2) 前項第2号に掲げる扶養親族 1人につき9,200円

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当を受けようとする者は、理事長が必要と認める書類を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該提出内容に変更を生じた場合には、速やかに理事長に届け出なければならない。

6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(公立大学法人公立鳥取環境大学教員住宅管理規程第2条第1項に規定する住宅へ入居している職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)に11,000円を加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）
- (3) 路線バス等と連携したスクールバス（以下「スクールバス」という。）を通勤のために利用することを常例とする職員（スクールバスを利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であってスクールバスを利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）。以下同じ。）につき、理事長が別の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき次表に定める額

自動車等の片道の使用距離	月額
2キロメートル以上5キロメートル未満	1,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6,900円
15キロメートル以上20キロメートル未満	9,600円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,000円
30キロメートル以上35キロメートル未満	17,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	20,400円
40キロメートル以上45キロメートル未満	23,100円

45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,500円
55キロメートル以上60キロメートル未満	31,200円
60キロメートル以上65キロメートル未満	33,900円
65キロメートル以上70キロメートル未満	36,600円
70キロメートル以上	39,300円

(3) 前項第3号に掲げる職員 利用期間を年度単位とした当該年度間利用できる乗車証を当該職員に限り1通支給する。

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第46条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（休日における勤務を除く。）の時間又は割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間（次条第2項の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。）が1か月（第6条第1項に規定する給与期間とする。）について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割り振り変更前の

正規の勤務時間外である場合は100分の50)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第14条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日に準ずる日において勤務した職員に支給する休日勤務手当については、理事長が別に定める。ただし、休日勤務について勤務日の振り替えを行った場合には、本条を適用しない。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第15条 第13条及び前条の規定は、第9条第1項に規定する理事長が別に定める者には、適用しない。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第7条第4項に定める日(次条及び第18条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の114.5、12月に支給する場合においては100分の128.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の62、12月に支給する場合においては100分の68.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、第4項

の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に別表第4に定める割合（以下「加算割合」という。）を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別表第5に定める職員にあっては、同表に定める額に給料月額（育児短時間勤務職員等にあっては、公立大学法人公立鳥取環境大学職員育児休業等に関する規程第15条第5項の規程により算定した給料月額）に同表に定める割合（以下「管理加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給制限）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

- （1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第65条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- （2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- （3）次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第18条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- （1）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- （2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- （1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- （2）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑

事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第7条第4項に定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 再雇用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の78.5を乗じて得た額の総額

(2) 再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の39.5、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

- 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

- 6 第16条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「第4項」とあるのは、「第19条第4項」と読み替えるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第20条 管理職員特別勤務手当は、第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける

職員（次項において「管理監督員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超える場合の勤務にあたっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 副学長及び事務局長 10,000円

(2) 学部長、研究科長、人間形成教育センター長、サステナビリティ研究所長、地域イノベーション研究センター長、事務局次長及び企画監 8,000円

(3) 副学長補佐 7,000円

(4) 副学部長、学科長、副研究科長、専攻長、人間形成教育センター副センター長、情報メディアセンター長、情報メディアセンター副センター長、国際交流センター長、地域イノベーション研究センター副センター長、国際交流センター副センター長、特命学長補佐、課長、室長（理事長が承認したものに限り）、参事及び西部サテライトキャンパス所長 6,000円

（大学院研究指導手当）

第21条 大学院研究指導手当は、公立鳥取環境大学学部（以下「学部」という。）の専任教員のうち、公立鳥取環境大学大学院（以下「大学院」という。）において大学院生の研究指導を担当する者に支給する。

2 大学院研究指導手当の月額額は、次の表によるものとする。

修士課程	研究指導を行う大学院生の人数にかかわらず、当該月の給料額に100分の3を乗じて得た額とする。
------	--

3 月の途中において大学院生の研究指導を担当しないこととなった場合は、当該日の属する月の研究指導手当は支給する。

（大学院授業手当）

第22条 大学院授業手当は、学部の専任教員のうち、大学院の授業科目又は演習科目（特別研究、特別設計演習等及び研究指導に相当する科目を除く。）を担当する者に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する大学院研究指導手当の支給を受ける期間については、大学院授業手当は支給しない。

3 大学院授業手当の額は、次の表によるものとする。

修士課程	授業科目又は演習科目（特別研究、特別設計演習等及び研究指導に相当する科目を除く。）2時間を15回担当するごとに50,000円とする。
------	--

- 4 前項の授業科目又は演習科目がオムニバス形式、複数担任制等、複数の教員が担当する場合においては、担当教員数及び担当時数により按分し支給する。
- 5 前項の授業科目又は演習科目が期の途中で閉講となった場合は、担当実績に基づき支給する。
- 6 大学院授業手当の支給日は、第6条第1項に規定する給料の支給日のうち9月及び3月とする。

(地域貢献手当)

第23条 地域貢献手当は、教員が、本学が主催する事業で学長が認めたもの（以下「公開講座等」という。）において、本学の学生以外の者への教育サービスの提供として講義等の業務に従事したときに支給する。

- 2 地域貢献手当の額は、1時間につき3,000円とする。ただし、1日当たりの限度額は、16,800円とする。
- 3 公開講座等が、週休日等又は就業規則第41条第2項に規定する勤務時間以外の時間に開講される場合には、前項の規定にかかわらず1時間につき5,600円とする。
- 4 高等学校での説明会への出席、各種会議等での研究事例発表など、教育サービスの提供と認められないものについては、この手当は支給しない。

(入試手当)

第24条 入試手当は、教員が学部又は大学院の入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事したときに支給する。

- 2 入試手当の額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教科・科目の問題作成業務 1回当たり40,000円（責任者は60,000円）
 - (2) 教科問題の作成補助業務 1回当たり10,000円
 - (3) 小論文等の問題作成業務 1回当たり10,000円
 - (4) その他の問題作成業務 1回当たり10,000円
 - (5) 面接業務・採点業務 1回当たり10,000円

(センター試験手当)

第25条 センター試験手当は、教員が大学入試センター試験の試験実施業務に従事したときに支給する。

- 2 センター試験手当の額は、1日当たり10,000円とする。ただし、業務に従事した時間が4時間以内の場合の手当の額は、5,000円とする。

(TOEIC試験手当)

第26条 TOEIC試験手当は、職員がTOEIC公開テストの試験実施業務に従事したときに支給する。

- 2 TOEIC試験手当の額は、1回当たり5,000円とする。

(TEAS審査手当)

第27条 TEAS審査手当は、職員がTEAS審査業務に従事したときに支給する。

2 TEAS審査手当の額は、下記の表のとおりとする。

区分	手当の額	1日当たりの上限時間
主任審査員	1時間当たり3,000円。ただし、就業規則第45条に規定する休日（以下「休日」という。）又は就業規則第41条第2項に規定する勤務時間以外の時間（以下「勤務時間外」という。）に従事する場合は、5,600円とする。	I種 6時間まで II種 3時間まで
副査	1時間当たり1,500円。ただし、休日又は勤務時間外に従事する場合は、2,800円とする。	I種 6時間まで II種 3時間まで

（資格取得等支援業務手当）

第28条 資格取得等支援業務手当は、教員が本学の学生に対して資格取得支援及び基礎学力等向上など、授業以外で講座等の業務に従事したときに支給する。

2 資格取得等支援業務手当の額は、1時間につき2,000円とする。ただし、業務に従事した時間が1時間30分以上2時間未満の場合の手当の額は3,000円とし、1日当たり限度額は10,000円とする。

（免許状更新講習手当）

第28条の2 免許状更新講習手当は、教員が教員免許状更新講習の講義等の業務に従事したときに支給する。

2 免許状更新講習手当の額は、業務1時間につき5,600円とする。

（施設管理手当）

第28条の3 施設管理手当は、施設の管理業務に従事する再雇用職員に支給する

2 施設管理手当の額は、月額20,000円とする。

3 第1項に規定する職員が、月の1日から末日までに全日数にわたって勤務しなかった場合には、当該月にかかる施設管理手当は支給しない。

（深夜勤務手当）

第28条の4 深夜勤務手当は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則第41条の2で規定する裁量労働制に関するみなし勤務時間制を適用する教員に支給する。

2 深夜勤務手当の額は、深夜に勤務すること（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合）を命ぜられた勤務時間1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じた額とする。

（給与の減額）

第29条 職員が勤務をしないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(介護休暇中の給与)

第30条 就業規則第57条に該当して休暇を承認された場合は、前条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(母性健康管理の措置中の給与)

第31条 就業規則第59条第2項に該当する措置中は、第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、3年を限度としてその期間中給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。

2 職員が業務外の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その在職期間が1年以上の者に限り1年(結核の場合は2年)を限度として給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当(勤務した期間がない場合を除く)の100分の80を支給する。

3 職員が就業規則第14条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その期間の給与は、給料、扶養手当及び住居手当の100分の60を基準として理事長が定める額を支給する。

(育児休業中の給与)

第33条 公立大学法人公立鳥取環境大学職員育児休業等に関する規程第2条に規定する育児休業の適用を受けている職員(この条において「育児休業職員」という。)には、その期間中の給与は原則として支給しない。

2 第16条第1項に規定するそれぞれの基準日における育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、前項の規定にかかわらず、第16条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日における育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、第1項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業職員は、その期間において昇給を行わない。ただし、第5条第4項の規定にかかわらず、復職時に昇給を行うものとし、休業前の勤務実績を加味して調整するものとする。

(介護休業中の給与)

第34条 公立大学法人公立鳥取環境大学職員介護休業等に関する規程第5条に規定する介護休業の適用を受けている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は原則として支給しない。

2 第16条第1項に規定するそれぞれの基準日における介護休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、前項の規定にかかわらず、第16条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日における介護休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、第1項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 介護休業職員は、その期間において昇給を行わない。ただし、第5条第4項の規定にかかわらず、復職時に昇給を行うものとし、休業前の勤務実績を加味して調整するものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第35条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(時間外勤務等の記録)

第36条 理事長は、時間外勤務、休日勤務命令簿を作成し、必要な事項を記入して保管しなければならない。

(派遣職員の給与)

第37条 鳥取県又は鳥取市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、鳥取県職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3条）（以下「県給与条例」という。）又は鳥取市一般職の職員の給与の特例に関する条例（昭和17年鳥取市条例第42号）（以下「市給与条例」という。）その他関係規程の定めるところによる。

(派遣役員の給与)

第38条 鳥取県又は鳥取市の職員が、鳥取県知事又は鳥取市長の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員を兼ねる職員となった者の給与については、この規程の規定にかかわらず、法人と鳥取県又は鳥取市との協定等により県給与条例又は市給与条例その他関係規程の定めるところによることができる。

(再雇用職員についての適用除外)

第38条の2 第10条、第26条及び第27条の規定は、再雇用職員には、適用しない。

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 削除

3 削除

4 削除

5 前大学職員の学校法人鳥取環境大学職員としての期間及び前センター職員の財団法人とっとり地域連携・総合研究センター職員としての期間は、期末手当及び勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

6 この規程の施行前に解散前の学校法人鳥取環境大学における学校法人鳥取環境大学給与規程の規定によりされた手続は、この規程の規定によりされた手続とみなす。

附 則 (平成24年規程第113号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年規程第2号)

この規程は、平成25年1月9日から施行する。

附 則 (平成25年規程第24号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 削除

3 削除

附 則 (平成25年規程第27号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(55歳以上の職員に対する給与の抑制措置)

2 削除

3 削除

4 削除

- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除

附 則（平成 27 年規程第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条並びに附則第 4 項から第 8 項までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
（給料の内払い）
- 3 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程の規定による給料の内払いとみなす。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である者を除く。以下「特定職員」という。）は、切替日の前日において受けていた給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。ただし、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）の前日までは、切替日の前日において受けていた給料月額とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前 2 項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員については、任用の事情等を考慮して前 3 項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前 3 項の基準に準じて、給料を支給する。
- 8 前 4 項に規定するもののほか、給料の切替えに伴う経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

附 則（平成 27 年規程第 18 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 28 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用し、第 2 条の規程による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定及び附則第 4 項から第 5 項までの規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

（給料の内払い）

- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定による給料の内払いとみなす。
- 3 第 2 条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、第 2 条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、第 2 条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定による給料の内払いとみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 平成 28 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号級については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をした場合との均衡上必要があると認められる限度において、必要な調整をおこなうことができる。
- 5 前項に規定するもののほか、給料の切替えに伴う経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

附 則（平成 28 年規程第 19 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 64 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（給与改定に伴う在職者の給料の調整）

- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、第 2 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（給料の内払い）

- 3 第 2 条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規定」という。）の規定を適用する場合においては、第 2 条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給料の内払いとみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 給料の切替えに伴う異動者の号級及び号級の調整等の経過措置に必要な事項は、鳥取

県の例による。

附 則（平成28年規程第67号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。
（管理職手当額の改定に伴う在職者の手当の調整）
- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、改正後の公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
（管理職手当の内払い）
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された管理職手当は、改正後の給与規程の規定による管理職手当の内払いとみなす。

附 則（平成29年規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
（扶養手当に関する経過措置）
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当については、改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第10条の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	扶養手当の額
改正後の給与規程第10条第2項第1号に掲げる扶養親族	10,000円
改正後の給与規程第10条第2項第2号に掲げる扶養親族	8,000円
改正後の給与規程第10条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

備考 職員に配偶者がいない場合にあつては、この表中「8,000円」とあるのは「8,000円（そのうち1人については10,000円）」と、「6,500円」とあるのは「6,500円（改正後の給与規程第10条第2項第2号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

附 則（平成29年規程第43号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行する。ただし、第1条（公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条を改正する部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。
（給与改定に伴う在職者の給料の調整）
- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）第5条及び別表1から別表3までの規定並びに第3条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学

職員給与規程の一部を改正する規程（次項において「改正後の給与規程の一部改正規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給料の内払い）

- 3 改正後の給与規程又は改正後の給与規程の一部改正規程の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の給与規程又は第3条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の一部を改正する規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は改正後の給与規程の一部改正規程の規定による給料の内払いとみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 給料の切替えに伴う異動者の号級及び号級の調整等の経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

（扶養手当に関する経過措置）

- 5 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当については、第1条の規定による改正後の給与規程第10条第3項の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	職務の級	平成30年度	平成31年度
給与規程第10条第2項第1号に掲げる扶養親族	事務8級職員及び事務9級職員以外の職員	6,500円	6,500円
	事務8級職員及び事務9級職員	6,500円	3,500円
給与規程第10条第2項第2号に掲げる扶養親族	全ての級の職員	9,200円	9,200円
給与規程第10条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	事務8級職員及び事務9級職員以外の職員	6,500円	6,500円
	事務8級職員及び事務9級職員	6,500円	3,500円

附 則（平成30年規程第15号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第1号）

この規程は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成31年規程第4号）

この規程は、平成31年2月5日から施行する。

附 則（平成31年規程第20号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	(助手)	(助教)	(講師)	(准教授)	(教授)
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	171,600	214,600	275,300	322,500	406,000
2	173,700	216,900	278,300	325,400	408,300
3	175,700	219,100	281,100	328,500	410,700
4	177,700	221,300	283,900	331,500	413,200
5	179,700	223,400	286,700	334,700	415,300
6	182,200	225,500	289,200	337,500	417,800
7	184,700	227,700	291,400	340,100	420,000
8	187,200	229,800	293,800	342,800	422,500
9	189,700	232,100	296,400	345,800	424,200
10	192,500	234,500	298,900	348,800	426,700
11	195,200	236,900	301,300	351,900	429,000
12	197,900	239,300	303,900	355,200	431,300
13	200,600	241,400	306,200	358,000	432,700
14	202,500	243,800	308,200	360,100	434,900
15	204,300	246,200	310,300	362,400	437,100
16	206,300	248,600	312,200	365,000	439,400
17	208,300	250,600	314,400	367,300	441,500
18	210,000	253,700	316,600	369,500	443,900
19	211,800	256,800	318,600	371,800	446,200
20	213,500	259,900	320,600	373,900	448,600
21	215,300	262,800	322,600	375,900	450,700
22	217,200	265,800	325,100	378,000	453,000
23	219,100	268,700	327,700	380,100	455,400
24	221,000	271,600	330,500	382,100	457,700
25	222,800	274,400	332,500	383,500	459,700
26	224,900	277,000	334,700	385,300	461,900
27	227,000	279,500	336,900	387,100	464,000
28	229,100	282,200	339,400	389,000	466,200
29	231,000	285,000	341,800	390,900	468,300
30	233,200	287,400	344,000	392,600	470,600
31	235,500	289,600	346,100	394,300	472,800
32	237,800	292,000	348,000	396,000	474,900

33	240,000	294,300	350,000	397,600	476,800
34	241,800	296,500	352,300	399,400	478,900
35	243,500	299,000	354,600	400,900	481,200
36	245,200	301,300	356,800	402,700	483,400
37	246,900	303,800	358,400	403,800	485,500
38	248,600	305,500	360,400	405,400	487,500
39	250,000	307,200	362,500	406,900	489,400
40	251,600	308,900	364,400	408,400	491,300
41	253,600	310,800	366,300	409,300	493,300
42	255,300	311,500	368,200	410,900	495,200
43	256,700	312,400	370,000	412,400	496,900
44	258,300	313,300	371,800	414,000	498,800
45	259,600	314,200	373,600	415,300	500,700
46	261,100	315,300	375,400	416,900	502,500
47	262,800	316,200	376,900	418,300	504,300
48	264,200	317,300	378,700	419,900	506,200
49	265,600	318,200	380,200	421,300	507,900
50	266,400	319,300	381,800	422,600	509,600
51	267,000	320,200	383,400	423,900	511,400
52	267,900	321,100	385,100	425,200	513,300
53	268,600	322,300	386,200	425,900	514,900
54	269,300	323,300	387,700	426,900	516,500
55	270,000	324,300	389,100	427,800	518,200
56	270,800	325,300	390,700	428,700	519,800
57	271,600	326,000	392,000	429,600	521,400
58	272,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	273,800	328,200	394,700	431,400	524,000
60	274,900	329,200	396,200	432,300	525,200
61	275,900	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,000	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,000	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,000	333,400	401,900	436,200	529,400
65	279,900	334,100	402,900	437,100	530,000
66	280,800	335,200	404,000	438,100	530,900
67	281,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,000	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400

71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500		
91	302,700	355,600	418,900		
92	303,300	356,100	419,200		
93	304,000	356,600	419,500		
94	304,600	357,000	419,900		
95	305,200	357,500	420,200		
96	305,800	358,000	420,500		
97	306,500	358,600	420,800		
98	307,100	359,100	421,200		
99	307,700	359,500	421,500		
100	308,300	360,000	421,800		
101	308,700	360,400	422,100		
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		
105	310,000	362,200	423,400		
106	310,400	362,600			
107	310,700	363,100			
108	311,000	363,600			

109	311,400	364,000			
110	311,700	364,500			
111	312,100	365,000			
112	312,500	365,400			
113	312,800	365,800			
114	313,200	366,200			
115	313,500	366,700			
116	313,800	367,100			
117	314,000	367,500			
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,600	369,500			
123	316,000	370,000			
124	316,400	370,300			
125	316,600	370,700			
126	316,800	371,200			
127	317,100	371,700			
128	317,500	372,100			
129	317,700	372,500			

別表第2（第3条関係）

事務職員給料表

職員の区分	職務の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,000	193,300	229,600	262,800	288,900	319,500	363,400	408,900	459,400
	2	144,100	195,100	231,200	264,700	291,100	321,700	366,000	411,300	462,500
	3	145,300	196,900	232,700	266,500	293,400	324,000	368,500	413,800	465,500
	4	146,400	198,700	234,300	268,600	295,500	326,200	371,100	416,200	468,500
	5	147,500	200,300	235,800	270,400	297,500	328,400	373,000	418,200	471,500
	6	148,600	202,100	237,500	272,300	299,800	330,400	375,500	420,500	474,500
	7	149,700	203,900	239,000	274,200	302,100	332,600	377,800	422,600	477,500
	8	150,900	205,700	240,600	276,300	304,300	334,800	380,300	424,800	480,600
	9	152,000	207,400	241,900	278,400	306,300	336,800	382,800	426,800	483,300
	10	153,400	209,200	243,400	280,400	308,600	339,000	385,600	428,900	486,500
	11	154,700	211,000	245,000	282,500	310,800	341,000	388,200	431,000	489,500
	12	156,000	212,800	246,400	284,600	313,100	343,200	390,900	433,100	492,600
	13	157,300	214,200	247,900	286,600	315,200	345,000	393,300	434,800	495,300
	14	158,800	216,000	249,400	288,700	317,300	347,000	395,600	436,600	497,600
	15	160,300	217,800	250,800	290,700	319,600	349,100	397,800	438,600	499,900
	16	161,900	219,600	252,200	292,700	321,700	351,200	400,200	440,600	502,200
	17	163,200	221,300	253,700	294,600	323,700	352,900	402,000	442,500	504,300
	18	164,700	223,000	255,400	296,600	325,700	354,900	404,000	444,300	505,700
	19	166,200	224,600	257,100	298,700	327,700	356,700	405,900	446,100	507,200
	20	167,700	226,200	258,900	300,700	329,700	358,600	407,700	447,800	508,600
	21	169,100	227,700	260,500	302,700	331,500	360,600	409,600	449,600	509,800
	22	171,800	229,400	262,300	304,800	333,600	362,500	411,400	451,100	511,200
	23	174,400	231,000	264,000	306,800	335,600	364,500	413,200	452,600	512,700
	24	177,000	232,600	265,700	308,900	337,700	366,400	415,100	454,100	514,200
	25	179,700	233,800	267,700	310,600	339,100	368,400	416,900	455,500	515,300
	26	181,400	235,300	269,600	312,700	341,000	370,300	418,500	456,800	516,400
	27	183,100	236,700	271,400	314,700	342,900	372,300	420,000	458,100	517,600
	28	184,900	238,000	273,200	316,700	344,800	374,300	421,600	459,300	518,900
	29	186,400	239,300	274,900	318,600	346,500	375,800	423,200	460,300	519,900
	30	188,200	240,500	276,800	320,600	348,400	377,600	424,500	461,000	520,800
31	190,000	241,500	278,700	322,700	350,300	379,400	425,800	461,800	521,700	

32	191,700	242,700	280,400	324,800	352,200	381,000	427,000	462,500	522,600
33	193,300	244,000	282,000	326,100	354,100	382,800	428,200	463,200	523,400
34	194,800	245,200	283,900	328,100	355,900	384,200	429,500	464,000	
35	196,300	246,400	285,800	330,000	357,700	385,800	430,800	464,700	
36	197,800	247,700	287,700	332,100	359,400	387,400	432,000	465,300	
37	199,100	248,600	289,300	334,000	360,800	388,800	433,200	465,800	
38	200,400	250,000	291,000	335,900	362,100	390,000	434,000	466,400	
39	201,700	251,500	292,800	337,900	363,500	391,200	434,800	467,000	
40	203,000	253,000	294,600	339,800	364,900	392,300	435,600	467,600	
41	204,300	254,400	296,200	341,700	366,200	393,400	436,200	468,100	
42	205,600	255,800	297,900	343,600	367,100	394,600	436,900		
43	206,900	257,200	299,400	345,400	368,200	395,800	437,600		
44	208,200	258,500	301,000	347,300	369,300	396,900	438,300		
45	209,400	259,700	302,600	348,800	370,100	397,600	439,100		
46	210,700	261,000	304,300	350,200	371,000	398,300	439,900		
47	212,000	262,400	305,900	351,800	371,900	399,000	440,300		
48	213,300	263,700	307,600	353,300	372,800	399,700	441,000		
49	214,400	264,900	308,600	354,900	373,700	400,300	441,500		
50	215,500	266,000	310,100	355,700	374,500	400,900	441,900		
51	216,500	267,300	311,600	356,900	375,300	401,400	442,300		
52	217,700	268,600	313,200	357,900	376,100	401,800	442,700		
53	218,800	269,600	314,800	358,800	376,800	402,200	443,100		
54	219,800	270,700	316,400	359,900	377,500	402,500			
55	220,700	272,000	318,100	360,800	378,200	402,800			
56	221,700	273,300	319,600	361,900	378,900	403,100			
57	222,200	274,300	321,100	362,800	379,400	403,400			
58	223,100	275,300	322,300	363,500	380,000	403,700			
59	223,900	276,200	323,500	364,200	380,600	404,000			
60	224,800	277,300	324,700	364,900	381,300	404,300			
61	225,500	278,400	325,400	365,300	381,700	404,600			
62	226,500	279,400	326,300	365,900	382,400	404,900			
63	227,300	280,300	327,100	366,600	383,000	405,200			
64	228,200	281,300	327,900	367,300	383,600	405,500			
65	228,900	281,900	328,800	367,600	384,000	405,800			
66	229,700	282,800	329,200	368,300	384,700	406,100			
67	230,600	283,500	329,900	369,000	385,300	406,400			
68	231,700	284,500	330,700	369,700	385,900	406,700			
69	232,400	285,500	331,500	370,000	386,300	406,900			

70	233,100	286,300	332,200	370,600	386,800	407,200			
71	233,700	287,100	332,900	371,300	387,300	407,500			
72	234,500	287,900	333,600	371,900	387,900	407,800			
73	235,300	288,700	334,100	372,200	388,200	408,000			
74	236,000	289,200	334,700	372,800	388,600	408,300			
75	236,700	289,600	335,200	373,500	389,000	408,600			
76	237,300	290,100	335,800	374,100	389,400	408,800			
77	238,000	290,200	336,100	374,500	389,700	409,000			
78	238,800	290,600	336,600	375,000	390,000	409,300			
79	239,600	290,800	337,000	375,600	390,300	409,600			
80	240,300	291,200	337,500	376,100	390,600	409,800			
81	240,900	291,400	337,900	376,600	390,800	410,000			
82	241,600	291,600	338,400	377,200	391,100				
83	242,300	292,000	338,900	377,700	391,400				
84	243,000	292,300	339,400	378,000	391,600				
85	243,600	292,600	339,700	378,400	391,800				
86	244,300	292,900	340,100	378,900	392,100				
87	245,000	293,200	340,600	379,300	392,400				
88	245,700	293,600	341,000	379,700	392,600				
89	246,300	293,900	341,300	380,100	392,800				
90	246,800	294,300	341,700	380,600	393,100				
91	247,100	294,600	342,200	381,000	393,400				
92	247,500	295,000	342,600	381,400	393,600				
93	247,800	295,100	342,800	381,700	393,800				
94		295,300	343,200						
95		295,700	343,700						
96		296,100	344,100						
97		296,300	344,200						
98		296,600	344,700						
99		297,000	345,100						
100		297,400	345,400						
101		297,600	345,700						
102		297,900	346,100						
103		298,300	346,500						
104		298,600	346,900						
105		298,800	347,400						
106		299,100	347,800						
107		299,500	348,200						

108		299,800	348,600						
109		300,000	349,100						
110		300,400	349,500						
111		300,800	349,800						
112		301,100	350,100						
113		301,200	350,600						
114		301,500	351,100						
115		301,800	351,400						
116		302,200	351,700						
117		302,400	352,200						
118		302,600							
119		302,900							
120		303,200							
121		303,600							
122		303,800							
123		304,100							
124		304,400							
125		304,700							

再 雇 用 職 員		187,900	215,400	255,600	275,000	290,200	315,600	357,500	390,700	441,900
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第3（第9条関係）

管理職手当

職名	管理職手当の額
副学長	113,900円
学部長 人間形成教育センター長	98,400円
研究科長 国際交流センター長 サステナビリティ研究所長 地域イノベーション研究センター長	77,300円
副学長補佐	69,500円
副学部長 学科長 情報メディアセンター長 特命学長補佐	61,700円
副研究科長 専攻長 人間形成教育センター副センター長 情報メディアセンター副センター長 地域イノベーション研究センター副センター長 国際交流センター副センター長	46,300円
事務局長	92,800円
事務局次長 企画監	61,700円
課長 室長（理事長が承認したものに限る）	46,300円
参事 西部サテライトキャンパス所長	41,300円

別表第4（第16条第6項関係）

給料表	職員	加算割合
教員給料表	職務の級5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
事務職員給料表	職務の級7級以上の職員	100分の20
	職務の級6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5

別表第5（第16条第6項関係）

管理又は監督の地位にある職員	加算割合
副学長	100分の20
局長 学部長 研究科長 人間形成教育センター長 サステイナビリティ研究所長 地域イノベーション研究センター長 情報メディアセンター長 国際交流センター長	100分の15